



決算報告の数値やグラフを参考に 次の問題を考えてみましょう
 平成23年3月31日現在の三好市の人口(31,103人)で算出

問1 三好市の1年間の支出額を 市民1人あたりにするとそれぞれいくら?
 ※類団額：産業構造などが三好市に似た規模の類似団体の額

三好市に似た規模の団体の額をヒントにして考えよう 	①社会福祉のために (類団額 123,003円) ア 98,000円 イ 198,000円 ウ 298,000円	②保健・衛生のために (類団額 43,972円) ア 51,000円 イ 101,000円 ウ 151,000円
	③産業振興のために (類団額 47,057円) ア 46,000円 イ 76,000円 ウ 106,000円	④市道の整備などに (類団額 53,257円) ア 28,000円 イ 56,000円 ウ 84,000円
⑥教育・文化のために (類団額 51,936円) ア 37,000円 イ 57,000円 ウ 77,000円	⑦借金返済のために (類団額 69,559円) ア 153,000円 イ 203,000円 ウ 253,000円	⑧その他生活の向上に (類団額 87,266円) ア 176,000円 イ 276,000円 ウ 376,000円

問2 三好市の借金(市債)・貯金(基金)を 市民1人あたりにするとそれぞれいくら?
 ※類団額：産業構造などが三好市に似た規模の類似団体の額

①借金 (類団額 566,286円) ア 761,000円 イ 1,061,000円 ウ 1,361,000円	②貯金 (類団額 97,077円) ア 253,000円 イ 353,000円 ウ 453,000円
--	---

正解は次のページの下にあります

平成22年度普通会計の収入総額は約286億円で、支出総額は約278億円となっており、差引は約8億円となっています。歳入のグラフを見ると、国や県などに依存している財源が81・8%を占めております。特に地方交付税は、依存財源の中で50%近くを占めており、合併後15年間の優遇措置期間が終了する平成33年度以降のことは見据え、引き続き慎重な財政運営が求められています。

お問い合わせ先
三好市財政課
 (電話 72・7606)

普通会計のほかには、井内財産区特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、特別養護老人ホーム長生園特別会計、浄化槽事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計、水道事業会計、市立三野病院事業会計などの特別会計があります。

9月に開催された三好市議定例会において平成22年度の一般会計および各特別会計の決算が認定されました。今月号では、私たちが納めた税金や、地方交付税などの大切なお金が22年度においてどのように使われたのか、現在の三好市の財政がどのような状況なのかをご報告します。

決算とは、1年間の予算に対して、実際にどれだけの収入と支出があったかをまとめたもので、今回は、福祉・教育・まちづくり等に使うためのお金である一般会計と、ケーブルテレビ事業、土地取得事業、給食事業の各特別会計を総合した普通会計決算を、目的別・性質別に分析しています。

実質収支額

項目	金額	説明
歳入総額(A)	285億9725万円	年間収入総額
歳出総額(B)	278億0841万円	年間支出総額
歳入歳出差引額(A)-(B)	7億8884万円	歳入総額から歳出総額を引いたもので形式収支といえます。
翌年度繰越財源(C)	7009万円	予定されていた事業が、特別な事情で翌年度にずれってしまったときに、その事業に充てるお金として繰り越す財源。
実質収支額(A)-(B)-(C)	7億1875万円	歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したもので、実質的な剰余金です。

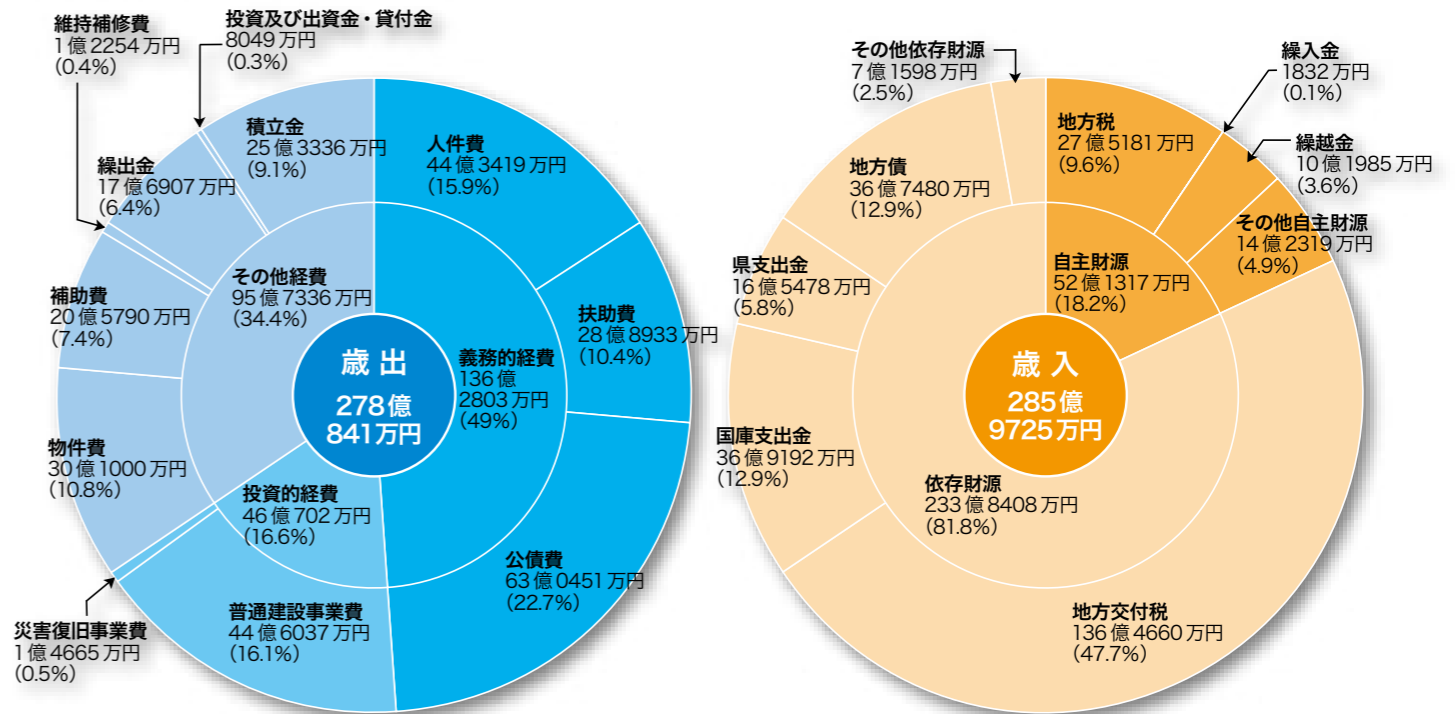
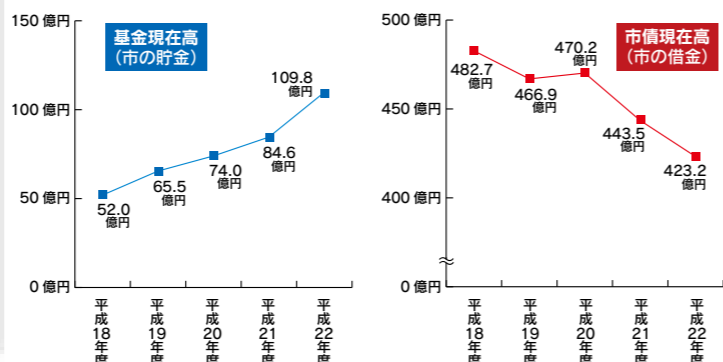
特別会計

会計名	歳出決算額	会計名	歳出決算額
井内財産区	43万円	浄化槽事業	9066万円
国保(事業)	33億3503万円	農業集落排水事業	7313万円
国保(直診)	2億4599万円	簡易水道事業	4億2263万円
老人保健	1213万円	水道事業会計	6億4100万円
後期高齢者医療	4億1700万円	病院事業会計	7億9978万円
特養長生園	2億8955万円		

市に納めた市民1人あたりの税金

税目	金額	税目	金額
市民税	36,727円	市たばこ税	4,994円
固定資産税	43,764円	入湯税	515円
軽自動車税	2,474円	合計	88,474円

基金現在高と市債現在高の推移(普通会計)



※端数処理により四捨五入しています。

- 人件費** 職員の給与や特別職・議員への報酬などの経費
- 扶助費** 生活困窮者、高齢者、児童・心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費
- 公債費** 市が借りた借金の元金・利子等を支払うための経費
- 普通建設事業費** 道路・橋りょう・学校・庁舎等の公共用または公用施設の新増設の建設事業に必要な経費
- 災害復旧事業費** 災害により被災した施設を復旧するための経費
- 物件費** 旅費・交際費・委託料等の消費的性質をもつ経費
- 補助費** 各種団体への助成金や一部事務組合への負担金等の経費
- 維持補修費** 道路・公用施設等を修繕するために必要な経費
- 繰入金** 一般会計・特別会計間で、相互に資金運用するための経費
- 投資及び出資金** 水道事業会計への出資や奨学貸付金等の経費
- 積立金** 財政運営を計画的に行うため、または財源の余裕がある場合に積み立てる経費
- 地方税** 私たちが納めた市民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税など(国保税は含まず)
- 繰入金** 使うお金が財源よりも不足している場合に、積み立てた基金などから一般会計に繰り入れるお金
- 繰越金** 前年度決算の剰余金を翌年度に繰り越して使用するもの
- その他自主財源** 分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入
- 地方交付税** 地方自治体間の財政の不均衡を調整し、一定の行政サービスができるよう国から交付されるお金
- 国庫支出金** 国の補助事業に対する国からのお金 これに県や市のお金を合わせて各種事業が行われる
- 県支出金** 県の補助事業に対する県からのお金 これに市のお金を合わせて各種事業が行われる
- 地方債** 市が各種事業を行うために借り入れたお金
- その他依存財源** 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

財政健全化法とは…

財政健全化法とは、平成19年度より施行され、自治体の財政破たんを未然に防ぐため、国が財政状況をより詳しく把握し、悪化した団体に対して早期に健全化を促すための法律です。

従来の再建法制が、病気になるまで放っておいて病気になるから対処するものだとすると、この財政健全化法は、健康診断を行うなど「予防」・「注意喚起」の段階が加わり、病気になる前に対応できるようにするものだといえます。

なお、判断比率が基準を超えた場合には財政再建に取り組まなければならないません。

財政の健全度を判断

財政の健全度を判断するには、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の数値等で判断することができます。

【図1参照】

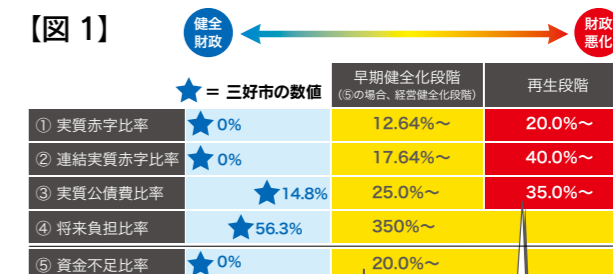
① 実質赤字比率とは…
普通会計【図2参照】の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率。

② 連結実質赤字比率とは…
全会計【図2参照】の赤字や黒字を合算し、自治体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率。

③ 実質公債費比率とは…
自治体の財布から借金返済にどれだけ充てられているかを示す比率。

④ 将来負担比率とは…
一般会計の借金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する度合いを示す比率。

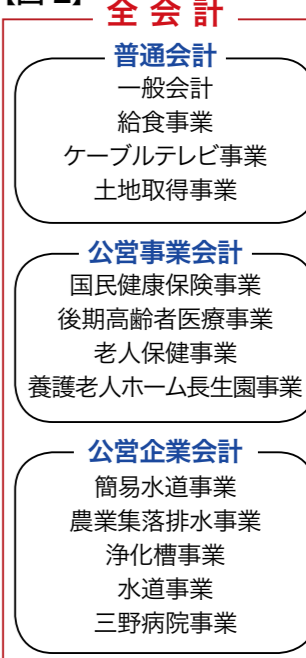
【図1】



⑤ 資金不足比率とは…
各公営企業会計【図2参照】の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率。

以上の5つの項目のうち①～④の指標により、三好市財政が健全であるかどうかをチェックしましたが、どの項目もイエローカードである早期健全化基準に満たないことがわかりました。また、⑤の指標による各公営企業も経営健全化基準に満たない状況ですが、すべての会計とも一般会計からの繰入金により経営を維持している状況です。今後とも将来的な地方交付税の減少を見据え、集中改革プランに基づき取り組みなどにより引き続き財政の健全化が必要です。

【図2】



【参考】各指標の前年度対比

項目	平成22年度	平成21年度	増減	備考	
① 実質赤字比率	0% (4.18%)	0% (5.50%)	0% (Δ1.32%)	() は 黒字比率	
② 連結実質赤字比率	0% (14.13%)	0% (16.90%)	0% (Δ2.77%)		
③ 実質公債費比率	14.8%	16.4%	Δ1.6%		
④ 将来負担比率	56.3%	89.7%	Δ33.4%		
⑤ 資金不足比率	水道事業	0% (186.54%)	0% (167.31%)	0% (19.23%)	() は 資金剰余比率
	病院事業	0% (38.54%)	0% (38.31%)	0% (0.23%)	
	簡易水道事業	0% (62.17%)	0% (56.75%)	0% (5.42%)	
	農業集落排水事業	0% (141.67%)	0% (114.74%)	0% (26.93%)	
	浄化槽事業	0% (6.93%)	0% (18.10%)	0% (Δ11.17%)	

クイズの答え【問1】①イ②ア③イ④ウ⑤イ⑥ウ⑦イ⑧ア【問2】①ウ②イ

「始めよう 市民主役のまちづくり」シリーズ まちづくり条例 第十一弾

具体的な条例の文章(案)作りが始まります

三好市まちづくり条例(仮称)について、10月に設置されるまちづくり条例策定審議会において、条例の文章(案)を作成、検討が始まります。

それに先立ち、昨年設置されたまちづくり条例を考る市民委員会では、条例には、三好市が今後どのような方向性や理念を持ってまちづくりを進めていくかを示す文章＝前文が必要であり、この市民委員会で作成・検討しようということになっていましたので、前文作りに取り組んでいます。

前文は、条例の制定趣旨、目的、基本原則を述べた文章となりますので、市民委員会では、各委員が、地域の地理的、文化的な特徴を盛り込むために、市内の小中学校(廃校を含む)の校歌や郷土史等を参考に文章を作成し、それを持ち寄り検討し策定審議会に提案することとしています。

まちづくり条例策定までの今後の予定

三好市まちづくり条例(仮称)については、三好市まちづくり条例策定審議会において、条例の文章作成・条例文の審議とまちづくり条例を考る市民委員会から提案された前文案の審議を行い、年内に素案をまとめる予定です。

今後のスケジュールは以下のとおりですが、この条例は、市民の意見を反映することによって、今後もご意見・ご要望をお願いします。

平成23年度	日程	内容
	10月上旬	第1回まちづくり条例策定審議会
	10月下旬	第2回まちづくり条例策定審議会
	11月中旬	第3回まちづくり条例策定審議会
	12月上旬	三好市まちづくり条例(素案完成)
	12月	市議会との意見交換会 市職員との意見交換会
	12月～	市民意見の聴取(パブリックコメント)
	1月下旬	第4回まちづくり条例策定審議会
	1月	審議会答申提出
	3月	条例議案提出

お問い合わせ先
三好市 企画調整課 (電話 72-7607)

三好市交流拠点施設整備実施計画 検討委員会を設置しました

先月号広報でも募集していました「三好市交流拠点施設整備実施計画検討委員会」が決定し、学識経験者を中心とする「検討委員会」、その内部組織として各団体代表、市民公募委員からなる「市民部会」、関係行政職員からなる「行政部会」を設置しました。

の事業や運営に関わる枠組みづくりの検討やその運営母体について、また、施設整備における具体的な施設構成、規模、配置等の計画、経費試算等様々な観点から調査、検討を重ね実施計画策定に向けて審議していきます。第1回目の委員会は10月上旬を予定しており、今後、検討委員会の概況は市報、ホームページなどで逐一お知らせしていきます。

市長が県知事を訪問しました

8月24日(水)、徳島県庁にて徳島県知事から「三好市交流拠点施設整備基本計画」について飯泉徳島県知事に説明し、指導と協力をお願いを申しあげ飯泉知事からは支援のお約束をいただきました。

あわせて、現在進めております実施計画の検討委員会に、徳島県より専門家の派遣のお約束もいただきました。



お問い合わせ先
三好市企画調整課文化交流推進室
(電話 72-7633)